

楠葉美咲3丁目自治会 地区防災計画

令和5年度版

- 目 次 -

1. 計画の対象地区の範囲	1
2. 災害特性	1
3. 防災活動体制	2
美咲3丁目 地震発生時体制表	
4. 災害時の活動	4
(1) 地震発生時対応の手引き（自主防災委員・幹事用）	
(2) 地震時行動一覧（震度5弱以上）	7
(3) 名簿活用方法	9
(4) 美咲3丁目自治会 班・ブロック区分図	10
(5) 避難者名簿（様式）	11
(6) 美咲3丁目避難ガイドライン	13
(7) 黄色い安否確認タオルの使い方	14

1 計画の対象地区の範囲

本計画の対象範囲は「楠葉美咲3丁目自治会」とする。



2 災害特性

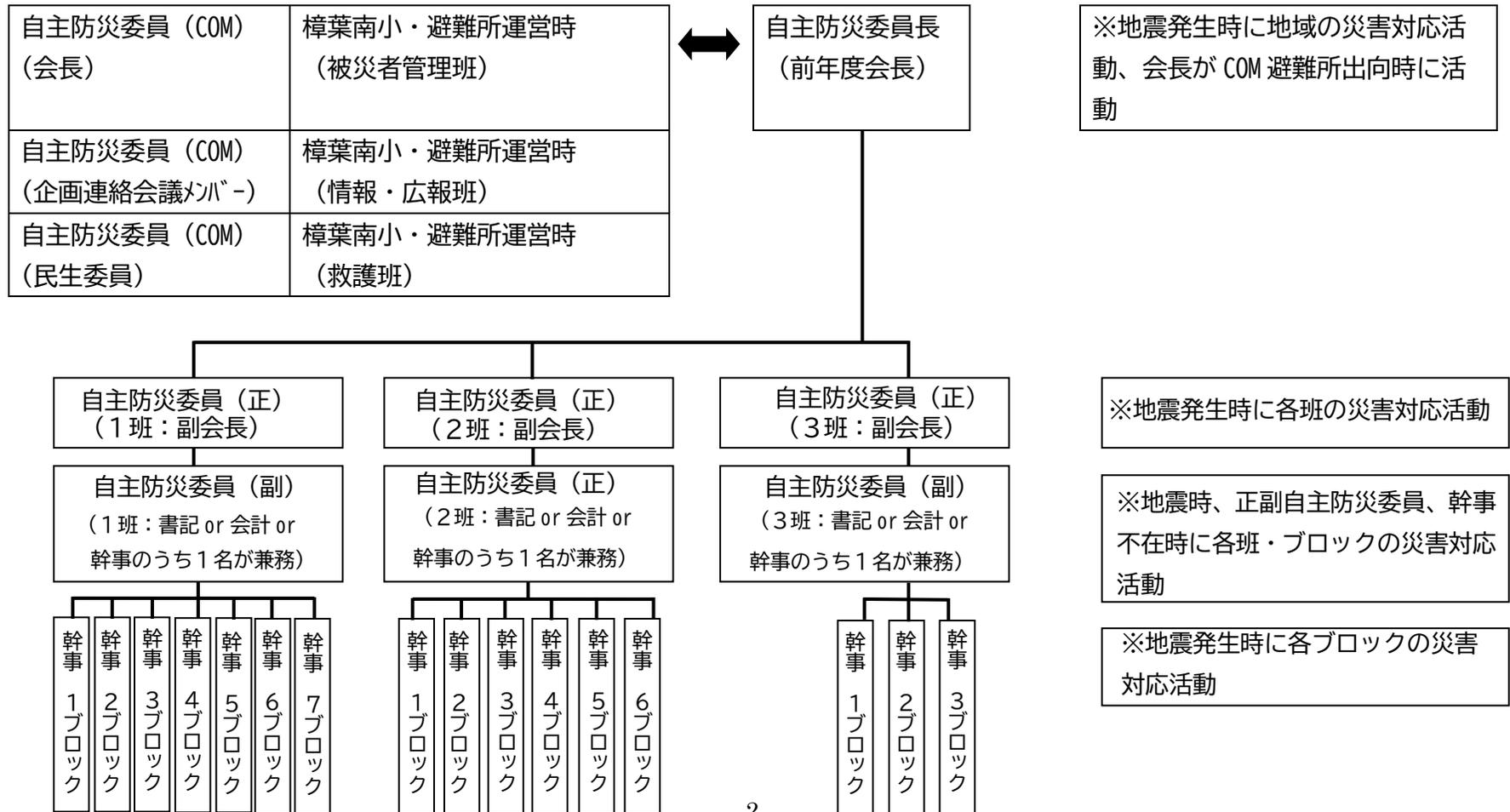
生駒断層帯地震
想定震度：6弱



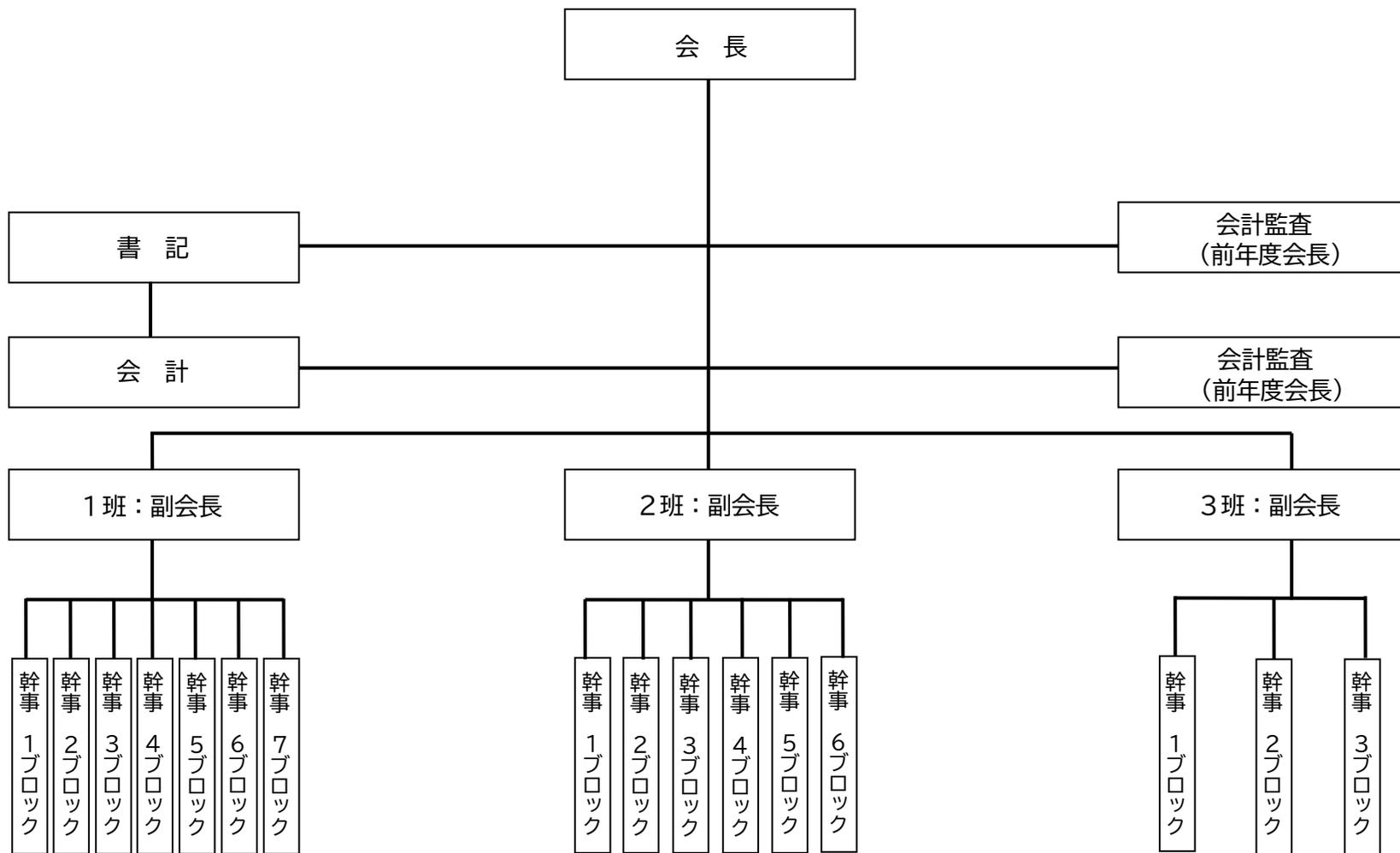
3 防災活動体制

(1) 美咲3丁目 地震発生時体制表

① 楠葉南小コミュニティ協議会



②【参考】美咲3丁目 自治会体制



4 災害時の活動

(1) 地震発生時対応の手引き（自主防災委員・幹事用）

①目的

非常災害発生時に二次災害の防止に迅速に対応するために、対応の基本的事項をまとめた「地震発生時対応の手引き」を作成しました。

非常災害発生時には、この手引書を基本として、会員の皆様が相互に助け合い、臨機に対応していただくことをお願いします。

②基本的事項

- 1) 美咲3丁目は、洪水や土砂崩れの災害の可能性が低いため、強い地震が発生した場合を想定して、対応の手引きを作成しました。万一、地震以外の災害が発生した場合も、これに準じて対応します。
- 2) 自治会対応を行うのは、枚方市で震度5弱以上の地震が発生した場合とします。
 - ・枚方市は、震度5弱で災害警戒本部体制、5強以上で災害対策本部体制が自動配備されます。災害警戒本部体制が配備される震度5弱を準用しました。
 - ・今後発生する可能性が高いとされている南海トラフ巨大地震では、枚方市全域で最大震度6弱が想定されています（枚方市防災ガイド）。また、平成30年大阪北部地震では、枚方市は震度6弱でした。

③対応の手順

震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記の手順で対応することを基本とします。状況に応じて、会長、自主防災委員、幹事が協議して対応します。

なお、災害時の連絡用として、携帯電話番号を登録して活用します。

- 1) 会員は、安全が確認できれば、安否確認タオルを自宅前に掲げます。隣近所と声をかけながら、相互に安否の確認を行います。家屋損壊の危険がある時は、ブロック集結所（各ブロックの道路東北角）に集合し、自主防災委員が先導して楠葉東公園に一時避難します。避難場所は、「美咲3丁目」の黄色の旗（副会長が掲示）を目印に集合してください。
- 2) 会長は地域を巡回し、被害状況等の現状把握に努めます。第一次避難所が開設された場合は、避難所運営委員として避難所に移動します。その場合、現地状況のとりまとめと報告を、前年度会長に依頼します（自主防災委員長）。その後

は、適宜、被害状況、避難状況を確認し、避難所への連絡や災害救助の連絡など必要な措置を講じます。

- 3) 自主防災委員及び幹事は、各班の安否確認と被災状況の確認を行います。特に、要援護者や高齢者のお住いの世帯に留意します。安否確認タオルの掲示や、聞き取りなどで安全を確認し、「会員名簿兼安否・避難者確認名簿」に記載します。各班のとりまとめは副会長が行います。副会長不在の場合は自主防災委員の書記、会計、幹事が代行します。
- 4) 家屋損壊の危険があり避難が必要な会員が居る場合は、自主防災委員が先導して楠葉東公園に一時避難し、会長に報告します。なお、自主防災委員・幹事は、避難や救助の必要がない場合は、会長と協議の上、自主防災体制を解除します。
- 5) 樟葉南小学校に第一次避難所が開設され次第、会長から避難所に避難者の入所を届け出ます。避難者名簿は自主防災委員または幹事が作成して提出します。
- 6) 災害救助が必要な場合は、消防に連絡して救助を求めます。119がつかない場合は、第一次避難所の枚方市担当職員を通じて消防に連絡します。

④その他

- 1) 第一次避難所の樟葉南小学校の収容可能人数は、感染症対応が必要な場合で以前の半分の500人程度です（枚方市見解）。万一、収容スペースが限界の場合は、枚方市の判断で第2次避難所として楠葉中学校、楠葉西中学校が開設されます。
- 2) 平成30年大阪北部地震では、枚方市は震度6弱でしたが、枚方市全第一次避難所53か所を開設し対応しました。この地震により、最大時273人が避難し、住家の被害は7,000件以上となりました（枚方市防災ガイドより引用）。
- 3) 在宅避難のすすめ（枚方市防災ガイドより引用）

「発災後、自宅の安全が確認できれば、在宅避難を選択しましょう。

避難所では共同生活でプライバシーを守ることが難しく、居住スペースにも限りがあるため、身体の安全・自宅の安全が確認された方については、在宅避難が望ましいとされています。在宅避難をしていても、支援物資の配布を避難所で受けることができますが、事前に自宅でも備蓄品を備えておきましょう。ま

た、余震による家具の転倒など、二次被害に注意してください。」

4) 非会員の方から避難所入所希望などがあった場合は、本人の住所、氏名を確認の上、会員に準じた対応をします。

⑤避難所入所後の対応

避難希望者が避難所に入所後は、「枚方市避難所運営マニュアル」に基づいて、枚方市と樟葉南校区自主防災委員会により、避難所が運営されることとなりますが、適宜、美咲3丁目自治会としての支援活動を行います。

(2) 地震時行動一覧（震度5弱以上）

○行動 △補助

種別		会 長	自主防災委員長	自主防災委員 (正・自治会)	自主防災委員 (副・自治会)	幹 事	自主防災委員 (COMメンバー)
安否確認	町内巡回・状況把握	○		○	○	○	○
	安否確認タオル掲出調査			△	△	○	
	〃 未掲出会員安否確認			△	△	○	
	状況報告	○		○⇒会長		○⇒自主防災委員	
	避難行動の判断	○		○<要否を協議し、会長に報告>			
<p>避難行動が不要の場合は解散する。必要な場合は集結所に集合する。</p> <p>なお、会長との連絡不可時は、自主防災委員（COM）が代務を行う。自主防災委員（正）不在の場合は自主防災委員（副）が代務を行う。</p>							
集結所	参集者確認・記録			△	△	○	
	状況把握（聴取等）			△	△	○	
	状況報告			○⇒会長		○⇒自主防災委員	
<p>避難行動を行うため、自主防災委員が先導し、一時避難所（楠葉東公園）に移動する。 *黄色い旗「team/美咲」が集合場所の目印</p> <p>なお、幹事は必要に応じて各ブロックで在宅会員の対応にあたる。</p>							

種別		会 長	自主防災委員長	自主防災委員 (正・自治会)	自主防災委員 (副・自治会)	幹 事	自主防災委員 (COMメンバー)
楠葉東 公園	参集者確認・記録			○	△		
	状況把握（聴取等）			○	△		
	状況報告			○⇒会長		○⇒自主防災委員	
	避難所開設⇒避難所へ移動	○					○
	自主防災委員長に会長代務依頼	○（依頼）	○（就任）				
一次避難所（樟葉南小学校）開設の連絡が入り次第、避難手続きを進める。自宅復帰可能な家族は帰宅する（在宅避難）。							
会長は一次避難所入所可否を自主防災委員長に連絡する。入所可の場合は一次避難所に移動する。否の場合は二次避難所への入所を要請する。							
樟葉南 小学校	避難所状況連絡	○					
	避難者の状況確認	○	○				
	避難所入所可否判断	○					△
	避難者名簿の作成			○	○	○	
	入所届け出（入所可の場合）	○					
	避難所へ出発（公園⇒小学校）		○	○			
避難所は「枚方市避難所運営マニュアル」に基づき、枚方市と樟葉南校区自主防災委員会により運営される。美咲3丁目自治会は適宜、支援活動を行う。							

※ R4年度より 正自主防災委員＝副会長・副自主防災委員＝会計、書記とし、会長選出班の副自主防災委員は当該班の幹事1名が兼務とする。

(3) 名簿活用方法

美咲3丁目 自治会会員名簿 兼 安否・避難者確認 名簿

2021.04.01

個人情報 取扱注意

班	ブロック	会員	住所	会員名	電話番号 (固定)	電話番号 (携帯)	会費 受領日	在宅 総人数	要 援 護 者 数	高齢 60~74	高齢 75~	児童 数	安否確認			安否 タオ ル ○アリ ●ナシ	変更確認 【緊急連絡先】	備 考 (ライン電話)
													安否 (人)	被害 可・不 可	避難 (人)			
1	1	○	1-1	○○○○	123-4567	070-4567-8910		44		11	11		○	不可	a			
1	1	○	1-2	□□□□	123-9876	090-9999-8888		2										
1	1	x															資料提出 無	
1	1	△	25-87	△△△△△													資料提出 無、 会費徴収済	
1	1	○	1-4	△△△△△	123-1212			33					○	可	c	080-5555-3333		
1	1																	
1	1		会員数	準会員数				登録居住者数									非会員数	

- : 会 員(会費納入、登録)
- △ : 準会員(会費納入、非登録)
- x : 非会員(会費未納、非登録)

- 安否確認・・必要
- 安否確認・・不可
- 安否確認・・不要

安否確認時に人数を赤文字で記入

全員確認は●
集結所に居ないときに連絡する
(実施出来れば○)

建物被害程度の目安

在宅避難が可能 : 可
在宅避難が不可能 : 不可

避難先

- a 自宅、仮避難所(集会所)
- b 一時避難所(東公園)、第1次避難所(小学校)
- c 親戚宅・知人宅

避難時に確認できた番号

(4) 美咲3丁目自治会 班・ブロック区分図



(5) 避難者名簿（様式）

表 面

受付番号: _____

避難所名: 樟葉南小学校 _____

避難者名簿記入用紙(世帯単位)※避難した世帯員全員を記入下さい。

入所年月日		年 月 日					
氏名(ふりがな)		年齢	性別	続柄	配慮※1	同意※2	技能※3
世帯主							
家族							
住所 自治会(※加入の場合のみ) 電話番号(携 帯)	〒 - 市 (自治会) () - Eメールアドレス(連絡可の場合)携帯・PC						
家屋の被害状況(所見) 避難理由	<input type="checkbox"/> 一時的な避難 <input type="checkbox"/> すぐに戻れそうにはない <input type="checkbox"/> 家屋の被害はない <input type="checkbox"/> その他()						
同伴ペットの有無	有・無 (有の場合は以下の欄に記入願います)						
	犬 匹 猫 匹 その他() 匹						
アレルギーはありますか？							
備考(その他、特別な要望があれば記入して下さい)							

※1配慮欄:避難した家族の中に、医療や福祉的なケアが必要な方がいる場合は○をしてください。また、裏面シートの該当する区分に○をしてください。複数名いる場合は、記号を分けて記載してください。(例)○、□、△など。

※2同意欄:安否確認など、避難支援を目的に情報を提供して良い場合は○をしてください。

※3技能欄:避難所で協力可能な技能について記載してください。(例)通訳(英語)、介護、看護、保育、力仕事など。

※内容に変更がある場合は、速やかに避難所派遣職員に申し出てください。

◎表面の「配慮※1」欄で○をした方のみ記載してください。

①現在の状態などから区分 A・B・C・D のうちいずれかに○をしてください。
(複数当てはまる場合は、A から優先で○をしてください。)

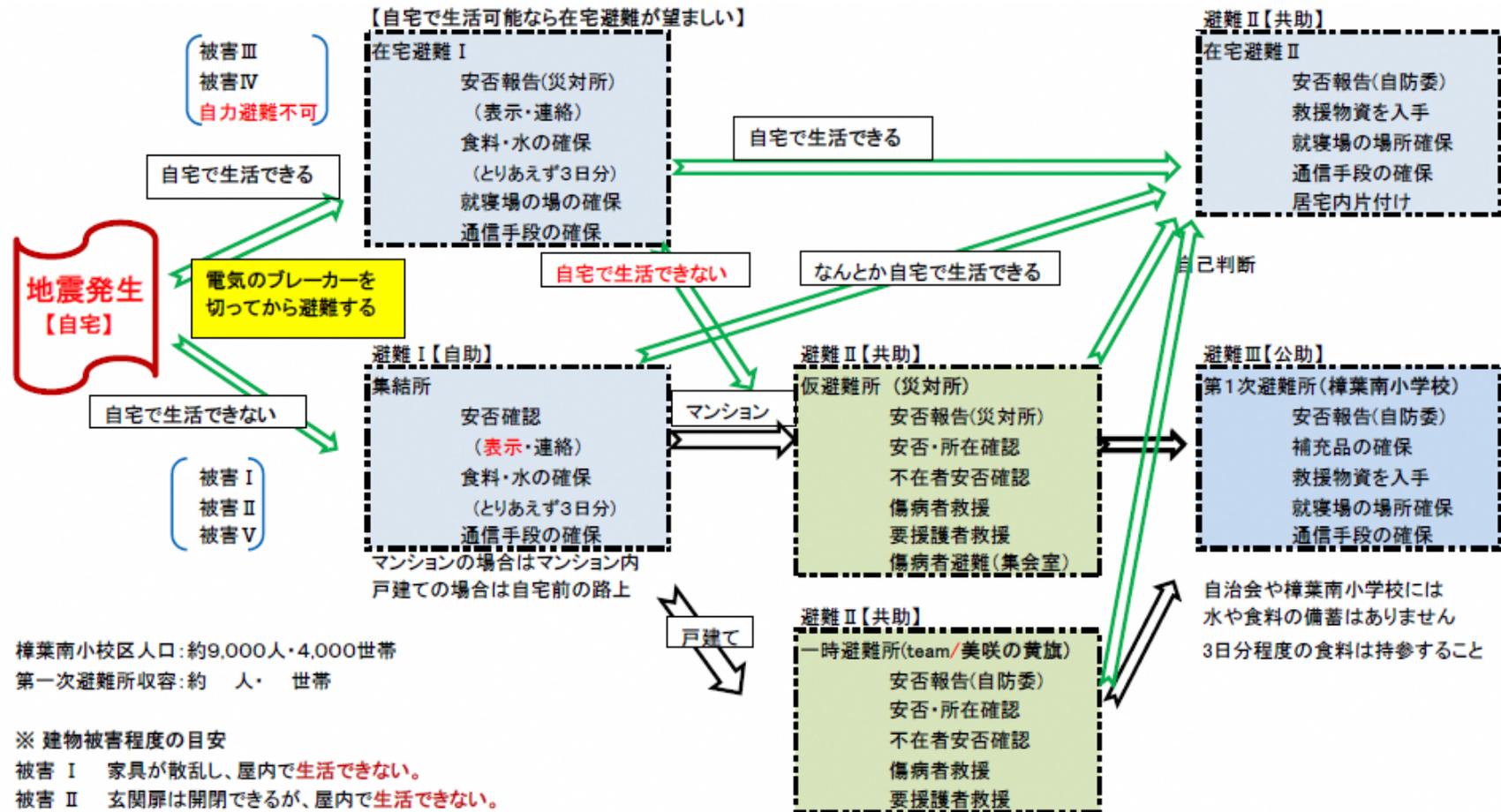
②現在の状態、普段の状態に当てはまるものに○及び記載をしてください。

区分		現在の状態	普段の状態
A	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱 ・下痢 ・嘔吐 ・出血 ・打撲・外傷・骨折 ・その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素 ・吸引 ・透析 ・人工呼吸器 ・その他()
B	日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排せつ、移動が一人でできない ・その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう ・寝たきり ・その他()
C	日常生活に一部介助や見守りが必要 (医療処置不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排せつ、移動の一部に介助が必要 (要介護認定) ・何らかの障害がある (身体障害、視聴覚障害、知的障害、発達障害、認知症 など) ・産前・産後・授乳中 ・3歳未満児とその親 ・その他() 	
D	自立 (追加の支援は不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康、歩行可能、介助不要 ・常に身近な支援者の援助がある ・その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・妊婦 ・アレルギー ・喘息 ・その他()

※この用紙に記入いただく情報については、本人の健康に関する支援等を行うため災害対策本部と情報を共有しますが、それ以外には使用致しません。

(6) 美咲3丁目避難ガイドライン

2021.7.11



樟葉南小校区人口:約9,000人・4,000世帯
 第一次避難所収容:約 人・世帯

※ 建物被害程度を目安

- 被害Ⅰ 家具が散乱し、屋内で生活できない。
- 被害Ⅱ 玄関扉は開閉できるが、屋内で生活できない。
- 被害Ⅲ 不十分だが屋内で生活できる。
- 被害Ⅳ 食器が割れた程度で、生活できる。
- 被害Ⅴ 被害としては、Ⅲ・Ⅳだが、自宅に居たくない(恐怖で居れない)。

表示: 健在の場合は、新聞受もしくはドアノブにタオルを掛ける。R2年度より、統一タオル(黄色)とする。

(7) 黄色い安否確認タオルの使い方

樟葉南校区の皆様へ → 黄色い安否確認タオルの使い方

大災害発生時の安否確認の方法



・・・大きな揺れが収まったら・・・

■靴をはいて家の中を点検し、**二次災害の予防**

- ① 家の中でも**靴をはく**。
- ② **出口**を確保。**ガス**を止める。**ブレーカー**を落とす。
- ③ 家にいる**家族の無事**を確かめる。
- ④ 余震で**落ちそうなもの**を床に下ろす。



・・・家にいる家族が全員無事だったら・・・

「黄色いタオル」を 玄関先の目立つところに掲げて下さい



震災時の生存者確認は 一刻を争う時間との戦い

黄色いタオルが **安否確認** を **スピードアップ** します

タオルがあると、外から一目で無事とわかり、より多くの人の安否確認ができます。



樟葉南校区防災委員会